

鳥取県公報

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日の翌日
が休息日
は、その
翌日)

目次

- ◇ 告示 字の区域の変更
被爆者一般疾病医療機関の指定
争議行為の実施
土地改良事業計画の変更の適否の決定
土地区画整理法による換地処分
都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧
昭和五十三年鳥取県住宅需要実態調査実施要綱
- ◇ 公安規則 銃砲又は刀剣類の所持の許可の期間を定める規則
- ◇ 公告 ぶく処理師試験等の実施

告示

鳥取県告示第千二十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定

に基づき、鳥取市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第三百条第四項後段の規定による吉成団地土地区画整理事業施行地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十三年十一月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する字の名称	区域
吉成字財ノ木	同上の区域(昭和五十三年一月二十日現在の地番による。) 吉成字財ノ木の全域、吉成字東土崎五四八の三の一部、五四九の一部、五四九の二から五四九の六まで及び五五一の一部並びに吉成字上池田六一〇の一部、六一〇の二の一部、六一〇次一の一部、六一一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
吉成字東土崎	吉成字東土崎のうち五四八の三の一部、五四九の一部、五四九の二から五四九の六まで及び五五一の二の一部以外の区域
吉成字上池田	吉成字上池田のうち六一〇の一部、六一〇の二の一部、六一〇次一の一部、六一一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

鳥取県告示第千二十七号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十三年十一月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
昭和五十三年十一月十三日	庄司医院分院	鳥取市湖山町北二丁目五四七

鳥取県告示第千二十八号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、鳥取ガス労働組合執行委員長加藤泰蔵から争議行為を行う旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年十一月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 事件

- (一) 定年制延長に関する要求の件
- (二) 退職金増額に関する要求の件
- (三) 完全週休二日制に関する要求の件

(四) 労働災害特別補償に関する要求の件

- (五) 企業内福利厚生に関する要求の件
- (六) 一時金に関する要求の件
- (七) 職場環境の改善に関する要求の件

二 日時

昭和五十三年十二月三日からこの事件が解決する日まで

三 場所

鳥取瓦斯株式会社に勤務する組合員の所属する全職場（鳥取市及び国

府町）

四 概要

あらゆる形の争議行為を実施する。

鳥取県告示第千二十九号

昭和五十三年十月二日付けで米子市尚徳三ヶ堰土地改良区から申請のあつた土地改良（三ヶ堰地区ほ場整備）事業計画の変更については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年十一月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年十一月二十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

米子市役所及び米子市榎原一、三五五番地 米子市尚徳三ヶ堰土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千三十号

吉成団地土地区画整理事業施行地区の宅地について、昭和五十三年十一月二十二日換地処分を行った旨の届出があつたので、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第四項後段の規定により告示する。

昭和五十三年十一月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から鳥取都市計画土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和五十三年十一月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千三十二号

鳥取県統計調査条例（昭和二十五年三月鳥取県条例第七号）に基づき、昭和五十三年鳥取県住宅需要実態調査を次の実施要綱により行うので、同条例第二条の規定により告示する。

昭和五十三年十一月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和五十三年鳥取県住宅需要実態調査実施要綱

一 調査の目的

この調査は、本県における住宅需要の実態を把握し、昭和五十六年から始まる県の第四期住宅建設五箇年計画の策定の基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査の範囲

この調査は、知事が別に定める方法で抽出した普通世帯について行う。

三 調査事項

この調査は、次の事項について行う。

- 1 現在居住している住宅及びその周辺環境の状況に関する事項
- 2 世帯の状況に関する事項
- 3 住宅に要する費用に関する事項
- 4 住宅の改善計画に関する事項

四 調査の対象期日

この調査は、昭和五十三年十二月一日現在によつて行う。

五 調査の方法

この調査は、知事が任命する調査員が行うものとし、調査員が世帯主

に質問して記入する他計申告及びあらかじめ世帯主が所定の事項を記入する自計申告を併用する。

六 調査の実施期間

この調査の実施期間は、昭和五十三年十二月一日から同月二十日までとする。

公安委員会規則

銃砲又は刀剣類の所持の許可の期間を定める規則をここに公布する。

昭和五十三年十一月二十八日

鳥取県公安委員会委員長 松 岡 新 平

鳥取県公安委員会規則第七号

銃砲又は刀剣類の所持の許可の期間を定める規則

(射撃競技用けん銃又は空気けん銃を所持しようとする者に対する許可の期間)

第一条 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号。以下「法」という。)第四条第一項第四号に掲げるけん銃又は空気けん銃に係る同条第四項の規定による許可の期間は、二年とする。

(技能検定又は射撃教習の用途に供する猟銃の許可の期間)
第二条 法第五条の五第二項の規定による許可の期間は、四月とする。

(国際競技に参加する外国人に対する許可の期間)

第三条 法第六条第二項の規定による許可の期間は、六十日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、昭和五十三年十二月一日から施行する。

公 知

ふぐの取扱等に関する条例(昭和34年3月鳥取県条例第12号)第3条第1項及び第2項に規定するふぐ処理師試験及びふぐ調理師試験を次のとおり実施する。

昭和53年11月28日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 受験資格

(1) ふぐ処理師試験

昭和54年1月26日現在において年齢18歳以上の者で、食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第5条第11号若しくは第18号に規定する魚介類販売業若しくは魚肉ねり製品製造業又は乾ふぐ製造業に2年以上従事しているもの

(2) ふぐ調理師試験

調理師法(昭和33年法律第147号)第2条に規定する者

2 受験手続

- (1) 受験願書の受付期間
昭和54年1月8日(月)から同月11日(木)まで
- (2) 受験願書の提出先及び添付書類
受験願書に次の書類を添えて住所地在を管轄する保健所に提出すること。
 - ア ふぐ処理師試験
 - イ 履歴書及び戸籍謄本又は戸籍抄本
 - ロ 写真(出願前6月以内に撮影した名刺型、正面、脱帽、上半身のもの)
 - ハ 魚介類販売業、魚肉ねり製品製造業又は乾ふぐ製造業に2年以上従事している旨の所轄保健所の長の証明書
 - ニ ふぐ調理師試験
 - ヘ 履歴書
 - ホ 写真(出願前6月以内に撮影した名刺型、正面、脱帽、上半身のもの)
 - ト 調理師免許証の写し
- 3 試験期日
 - (1) 筆記試験
昭和54年1月26日午前10時から12時まで
 - (2) 実地試験
米子保健所及び根雨保健所管内の受験者
昭和54年1月29日 午前10時から
倉吉保健所管内の受験者
昭和54年1月30日 午前10時から

- 鳥取保健所、郡家保健所及び浜村保健所管内の受験者
昭和54年1月31日 午前10時から
- 4 試験場所
 - (1) 筆記試験
米子保健所及び根雨保健所管内の受験者
米子市西福原444番地 米子保健所
倉吉保健所管内の受験者
倉吉市蔵城279番地 中部総合事務所
鳥取保健所、郡家保健所及び浜村保健所管内の受験者
鳥取市西町二丁目311番地 鳥取市福祉文化会館
 - (2) 実地試験
米子保健所及び根雨保健所管内の受験者
米子市西福原444番地 米子保健所
倉吉保健所管内の受験者
倉吉市蔵城279番地 倉吉保健所
鳥取保健所、郡家保健所及び浜村保健所管内の受験者
鳥取市西町二丁目311番地 鳥取市福祉文化会館内鳥取市働く婦人の家(5階)
- 5 試験科目
 - (1) ふぐ処理師試験
ア 衛生関係法規
イ 公衆衛生学
ロ 食品衛生学
ハ ふぐ処理の実施(ふぐの種類及び毒性臓器の鑑別を含む。)

(2) ふぐ調理師試験

ア ふぐの種類及びふぐ毒に関する知識

イ 衛生関係法規（主としてふぐの取扱等に関する条例）

ウ ふぐ調理の実施（毒性臓器の鑑別を含む。）

6 試験手数料及びその納付方法

(1) 試験手数料 2,500円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙
はり付け欄にはり付けること。この場合、消印しないこと。

7 試験当日の携行品

(1) 筆記試験

受験通知、筆記用具及び上ばき

(2) 実地試験

受験通知、白衣、包丁、耐水性のはきもの及び白帽又は三角きん

8 合格者の発表

実地試験の終了後15日以内に所轄保健所に掲示する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月八百円（送料を含む。）】